

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔154 略〕</p> <p>5 利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）<u>附則第十二項において「消費税法一部改正法」という。</u>）<u>第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第八号）</u>第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）<u>附則第十二項において「地方税法等一部改正法」という。</u>）<u>第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）</u>第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限り、<u>（）</u>を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔154 同上〕</p> <p>5 利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）<u>第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第八号）</u>第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）<u>第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）</u>第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限り、<u>（）</u>を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔表略〕

〔6～11 略〕

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

12)

利息制限法施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第●●号)の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の

変更(消費税法一部改正法第三条の規定による消費税法第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び地方税法等一部改正法第二条の規定による地方税法第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。)を行った貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十三条第二項第一号イ及び第四項第一号イ</p>	<p>場合には、当該</p>	<p>場合又は同号二に掲げる事項のうち利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用に変更を加える場合には、それぞれ変更を加えた</p>
-----------------------------	----------------	---

〔同上〕

〔6～11 同上〕

〔項を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	第十三条第十項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第二項
	第十三条第十二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第四項
	第四項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第二項